

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準等及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に基づき、保険料率等の設定及び保険料の減額対象の拡大等を行う。

- (1) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）
- (2) 保険料からの減額改定（第19条の2）
- (3) 賦課限度額の改定（第15条の8、第15条の16、第16条の5及び第19条の2）
- (4) 保険料の減額対象の拡大（第19条の2）
- (5) 国民健康保険法施行令改正による高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の恒久化等に伴う規定の整備（第14条の3）

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第十四の二（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第十四条の三（略）</p> <p>一 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、<u>法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用</u></p>	<p>第一条～第十四の二（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第十四条の三（略）</p> <p>一 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</p>

の額の二分の一に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の五の規定に

の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の四の規定に

よる負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）法第八十一条の二第一項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び法附則第七条第一項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

第十四条の四～第十五条の三 （略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十五条の四 （略）

- 一 所得割 百分の六・四五（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万三千九百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

第十五条の五～第十五条の七 （略）

よる負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び法附則第七条第一項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

第十四条の四～第十五条の三 （略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十五条の四 （略）

- 一 所得割 百分の六・三〇（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万二千四百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

第十五条の五～第十五条の七 （略）

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。)は、五十二万円を超えることができない。

第十五条の九～第十五条の十一 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 (略)

一 所得割 百分の一・九八(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 (略)

第十五条の十三～第十五条の十五 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。)は、十七万円を超えることができない。

第十六条～第十六条の三 (略)

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。)は、五十一万円を超えることができない。

第十五条の九～第十五条の十一 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 (略)

一 所得割 百分の二・一七(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 (略)

第十五条の十三～第十五条の十五 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。)は、十六万円を超えることができない。

第十六条～第十六条の三 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 (略)

- 一 所得割 百分の一・二一 (介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万四千七百円 (介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第十六条の五 第十六条の二の賦課額は、十六万円を超えることができない。

第十七条～第十九条 (略)

(保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十二万円を超える場合には、五十二万円)及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円)並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十六万円を超える場合には、十六万円)の合算額とする。

- 一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 (略)

- 一 所得割 百分の一・三七 (介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万五千三百円 (介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第十六条の五 第十六条の二の賦課額は、十四万円を超えることができない。

第十七条～第十九条 (略)

(保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十一万円を超える場合には、五十一万円)及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十六万円を超える場合には、十六万円)並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十四万円を超える場合には、十四万円)の合算額とする。

- 一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世

帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 二万三千七百三十円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万二百九十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、二十六万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万六千九百五十円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千三百五十円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、四十七万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千七百八十円

イ (略)

被保険者一人について 二万二千六百八十円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万七百五十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、二十四万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万六千二百円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千六百五十円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、四十五万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千四百八十円

イ (略)

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等
割額 被保険者一人について 二千九百
四十円

第十九条の三～第二十九条 (略)

付 則 (平成二十七年 月 日)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行
する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区国民健康保
険条例第十四条の三、第十五条の四、第十五条
の八、第十五条の十二第一号、第十五条の十六、
第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二
の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用
し、平成二十六年度分までの保険料について
は、なお従前の例による。

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等
割額 被保険者一人について 三千六十
円

第十九条の三～第二十九条 (略)